【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月20日
【発行者の名称】	株式会社ＭＡＣオフィス
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　池野 衛
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町三丁目４番１５号
【電話番号】	06-4704-8705
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長　岩田 謙作
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年12月24日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第３項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ＭＡＣオフィス https://www.mac-office.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期	第35期	第36期
決算年月		2024年３月	2025年３月	2026年３月
売上高	（千円）	3,158,007	3,462,524	3,314,699
経常利益	（千円）	196,620	216,015	63,370
当期純利益	（千円）	120,453	130,213	28,601
資本金	（千円）	82,700	82,700	82,700
発行済株式総数	（株）	532,200	712,200	712,200
純資産額	（千円）	440,009	612,222	640,824
総資産額	（千円）	1,528,078	1,256,084	1,479,299
１株当たり純資産額	（円）	864.75	889.60	931.16
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益金額	（円）	237.02	237.57	41.56
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	28.8	48.7	43.3
自己資本利益率	（%）	29.9	24.8	4.6
株価収益率	（倍）	―	―	―
配当性向	（%）	―	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	114,263	△16,756	3,666
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△72,492	18,790	△3,148
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△122,420	20,940	144,642
現金及び現金同等物 の期末残高	（千円）	450,307	473,281	618,441
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	（名）	83 [―]	73 [―]	68 [―]

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式は存在しますが当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

４．株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

６．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、第36期の財務諸表については、かなで監査法人の監査を受けておりますが、第34期及び第35期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

７．当社は、2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。第34期の期首に

当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

２ 【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

1966年６月	オフィス用品の販売業を行う事を目的として、大阪市住吉区山之内に丸池文具を創業
1990年６月	株式会社丸池を大阪市住吉区山之内に設立（資本金10,000千円）
1996年11月	オフィスプランニング事業開始
2005年２月	大阪オフィスを大阪市中央区南船場に新設
2005年12月	大阪オフィスを大阪市中央区博労町に移転
2009年２月	資本金を40,000千円に増資 商号を株式会社ＭＡＣオフィスに変更 本店を大阪市中央区博労町（大阪オフィス）に移転
2009年３月	東京オフィスを東京都港区赤坂に新設し、首都圏エリアへ本格的に参入
2009年５月	スターティア株式会社に第三者割当増資を実施し、資本金を70,000千円に増資
2009年７月	スターティア株式会社よりファシリティ事業を譲受
2011年３月	ファシリティマネジメント事業への資源集中を目的として、オフィス用品及びＯＡ機器販売関連事業を譲渡・廃止
2011年12月	本店（大阪オフィス）を大阪市中央区淡路町（ＮＭプラザ御堂筋）に移転
2012年３月	資本金を81,700千円に増資 東京オフィスを東京都千代田区永田町（山王パークタワー）に移転
2014年12月	大阪オフィスを大阪市中央区博労町（ACN心斎橋博労町ビル）に移転
2017年４月	WEO®マネジメントシステム提供開始
2023年２月	資本金を82,700千円に増資 株式会社エラベルワークを子会社化
2023年８月	東京オフィスを東京都港区赤坂（赤坂インターシティ）に移転 「Work＆Style®Laboratory」開設

3 【事業の内容】

当社は、「ファシリティマネジメント」を中核として、顧客企業の保有又は使用する建物・空間（ファシリティ）の価値最大化を支援する事業を展開しております。

当社の事業は、顧客のファシリティに関する意思決定を上流段階から支援する「ビジネスソリューション事業」と、空間のデザイン・設計から内装工事の請負・リノベーションまでを担う「ワーク＆スタイル事業」の2つのサービス区分から構成されております。また、ビジネスソリューション事業は次の3つ、ワーク＆スタイル事業は次の2つの主要なサービスから構成されております。

両事業は相互に連携しており、上流のコンサルティング・プロジェクトマネジメント段階で構築した顧客との関係性をベースに、下流のデザイン・施工フェーズへ案件をシームレスに繋ぐワンストップ型の事業モデルを実現しております。

［各事業の概要］

区　分	ビジネスソリューション事業	ワーク＆スタイル事業
主なサービス	WEO®コンサルティング／プロジェクトマネジメント／設計業務	内装請負・設計／リノベーション工事
主な対象顧客	オフィス移転・拡張・改修等の意思決定段階にある事業会社	事業会社（オフィス入居者）／ビルオーナー企業／不動産投資運用会社／クリニック・ホテル事業者
主な収益形態	コンサルティングフィー（WEO費）、プロジェクトマネジメントフィー（PM費）、設計フィー（いずれも請負契約とは独立）	内装工事の請負収入（これに伴う設計に係る収益を含む）、リノベーション工事の請負収入

【ビジネスソリューション事業】

(1) 事業の特徴

ビジネスソリューション事業は、顧客企業がオフィスの移転、拡張、改修等を検討する初期段階から関与し、中立的な立場で経営判断を支援するコンサルティング型のサービスを提供しております。

従来の内装工事業界においては、施工事業者が「請負」を前提として上流工程に関与する例が一般的でありますが、当社は施工受注の有無に関わらず、純粋にコンサルティング、プロジェクトマネジメント及び設計の対価としてフィーを受領するビジネスモデルを構築している点が特徴であります。

これにより、顧客に対して中立的かつ客観的な提案を行うことが可能となり、結果として高い顧客満足度とリピート受注率を実現しております。

(2) 主要なサービス

WEO®コンサルティング	顧客のオフィス環境について着手金無料で現状分析を行い、移転・残留・増床等の複数シナリオを比較検証することで、コスト削減、環境改善、生産性向上に向けた最適な方針策定を支援するサービスであります。シナリオの選択結果に応じてフィーを受領する成功報酬型を主体としております。
プロジェクトマネジメント	オフィスの新設・移転・改修プロジェクトにおいて、顧客と中立的な立場で計画段階から完了までを統括するサービスであります。具体的には、プロジェクト計画の策定、工程・コスト・品質の管理、関係者間の調整、リスク管理等を行い、顧客の経営判断を支援いたします。
設計業務	現状調査から、レイアウトプラン等の各種資料の作成、基本計画図及び什器計画の策定、基本設計図書のとりまとめ並びにビル指定業者との仕様調整までを担うサービスであります。詳細図面に基づく積算及び共通仕様の平準化等を行い、フィーは業務量及び案件規模に応じて設定しております。なお、工事の請負とは独立して受領する設計役務の対価であります。

上記のいずれのサービスも、工事の請負とは独立した役務の提供の対価としてフィーを受領するものであります。

(3) 収益形態

本事業の収益は、上記3区分に対応するコンサルティングフィー（WEO費）、プロジェクトマネジメントフィー（PM費）及び設計フィーにより構成されており、いずれも請負契約とは独立して受領するフィーであります。WEO®コンサルティングについては、顧客が選択したシナリオの内容に応じてフィーを受領する成功報酬型を基本としており、案件規模・内容により個別フィー設定も行っております。プロジェクトマネジメント及び設計業務については、役務の提供に応じて収益を認識しております。

【ワーク＆スタイル事業】

(1) 事業の特徴

ワーク＆スタイル事業は、デザイン・設計から内装工事の請負、施工監理、既存建物のリノベーションまでを一気通貫で提供する事業であります。

当事業の特徴は、デザイン部門（クリエイティブデザイン）と施工管理部門（コンストラクションマネジメント）が緊密に連携する体制にあり、基本計画段階からコストを意識した設計を行うことで、デザイン性と経済合理性を両立したプロジェクト遂行を可能としております。

近年は、オフィス領域に加え、美容クリニック、ホテル等の専門用途空間や、ビルオーナー企業向けのリノベーション領域へと事業領域を拡大しており、案件規模の大型化も進展しております。

(2) 主要なサービス

内装請負・設計	内装工事を中心とする工事請負業務であり、顧客の事業特性、ブランド、働き方等を踏まえたデザイン・設計から、施工計画の立案、協力会社の選定及び発注、コスト管理、品質・安全管理、施工監理等を一貫して行っております。近年は、従来のオフィス領域に加え、美容クリニック、ホテル等の専門用途空間においても案件が増加しております。
リノベーション工事	ビルオーナー企業及び不動産投資運用会社等からの依頼に基づく既存建物の改修工事を行うサービスであります。空室区画のセットアップ工事、共用部・専有部のリノベーション、用途変更を伴うコンバージョン、ビル全体のリブランディング等により、建物の付加価値向上及びリーシング促進に寄与しております。

(3) 収益形態

本事業の収益は、上記2区分に対応する内装工事の請負収入（これに伴う設計に係る収益を含む。）及びリノベーション工事の請負収入により構成されております。請負工事については、工事の進捗に応じて収益を認識しております。なお、請負契約とは独立して受領する設計フィーは、ビジネスソリューション事業に計上しております。

【当社の事業特性と強み】

① 上流から下流までのワンストップ提供体制

当社は、ファシリティに関する意思決定の上流フェーズ（コンサルティング・プロジェクトマネジメント）から、下流フェーズ（デザイン・設計・施工）までを一気通貫で提供できる体制を構築しております。これにより、顧客は複数の事業者と個別契約を締結する手間を負うことなく、当社一社との契約により円滑にプロジェクトを完遂することが可能となります。

② 中立性に基づく顧客信頼の獲得

ビジネスソリューション事業においては、施工受注の有無に依存しないフィー体系を採用していることから、顧客に対して中立的かつ客観的な助言を提供することが可能であります。この中立性が顧客からの信頼の源泉となり、長期的なリレーション構築及び高いリピート受注率に繋がっております。

③ 多様な顧客ネットワークと協業基盤

当社は、事業会社のみならず、ビルオーナー企業、金融機関、家具メーカー、不動産仲介会社等との多様な協業関係を構築しております。これらのネットワークを通じた継続的な案件創出力が、当社の事業基盤の安定性に寄与しております。

④ 専門用途空間への対応力

オフィスに加え、美容クリニック、ホテル等の専門性の高い用途空間においても、顧客の事業特性に応じた高度なデザイン・施工対応を行っており、これらの成長市場における事業機会の獲得を進めております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

［事業系統図］



事業系統図：顧客の課題から最終アウトプットまで、2つの事業が連携してファシリティの価値を創出

４ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	関係内容
（子会社） 株式会社エラベルワーク	東京都港区	30,500	不動産仲介業	所有 100.00	役員の兼任１名

５ 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
81	39.4	4.5	5,633

(注) １．従業員数は就業人員数であります。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社はファシリティマネジメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

事業年度における我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の持ち直しの動きが見られたものの、物価上昇や為替変動、地政学的リスクの高まり等により、依然として先行き不透明な状況が継続いたしました。

このような環境のもと、当社が属するオフィス構築・ワークプレイスコンサルティング市場においては、働き方改革やハイブリッドワークの定着を背景として、オフィスの役割の見直しや再構築に対する需要が継続しております。また、人的資本経営の重要性の高まりに伴い、従業員エンゲージメント向上やコミュニケーション活性化を目的としたオフィス投資への関心が高まっております。

このような事業環境のもと、当社は「今までにない新たな価値や選択肢を生みだし、お客様に腹の底から喜んでいただけるサービスを提供する」をミッションに掲げ、オフィス戦略立案から設計・施工、運用支援に至るまでのワンストップサービスの提供を推進してまいりました。特に、データに基づくワークプレイス戦略の提案力強化や、プロジェクトマネジメント機能の高度化に取り組むとともに、既存顧客へのリピート提案および新規顧客開拓を積極的に進めてまいりました。

当事業年度の売上高は3,314,699千円（前年同期比4.27％減少）、営業利益は38,417千円（前年同期比82.28％減少）、経常利益は63,370千円（前年同期比70.66％減少）、当期純利益は28,601千円（前年同期比78.04％減少）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は618,441千円となり、前事業年度末に比べ145,160千円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は3,666千円となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益63,370千円、契約負債の増加額81,614千円、主な減少要因は、売上債権及び契約資産の増加額53,252千円、棚卸資産の増加額37,434千円、法人税等の支払額及び還付額74,149千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は3,148千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,937千円、保険積立金の積立による支出1,211千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は144,642千円となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入200,000千円、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出55,358千円によるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の業務には生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注実績は、次の通りであります。なお、当社の報告セグメントは「ファシリティマネジメント事業」のみであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ファシリティマネジメント事業	4,655,900	136.5	1,512,078	884.9
合計	4,655,900	136.5	1,512,078	884.9

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次の通りであります。なお、当社の報告セグメントは「ファシリティマネジメント事業」のみであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ファシリティマネジメント事業	3,314,699	95.7
合計	3,314,699	95.7

(注) １．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
サンフロンティア不動産株式会社	281,268	8.1	587,438	17.7
株式会社アイ工務店	447,045	12.9	389,273	11.7

３ 【対処すべき課題】

当社は、ファシリティマネジメント事業を通じて、企業の働く環境の最適化を支援してまいりましたが、事業環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するため、以下の課題に対処してまいります。

（１）顧客ニーズの多様化・高度化への対応

働き方改革の進展やハイブリッドワークの定着により、オフィスに求められる機能は従来の「執務スペースの提供」から「人材採用・育成・エンゲージメント向上のための経営投資」へと大きく変化しております。顧客企業の経営課題を深く理解し、オフィス戦略の立案から施工・運用まで一気通貫で支援できる提案力・実行力をさらに高めてまいります。そのため、当社独自の「WEO®マネジメントシステム」の継続的な拡充・精度向上を図るとともに、蓄積してきた3,300社超・2万件以上のプロジェクトデータを活用した提案の差別化を推進いたします。

（２）専門人材の確保・育成

ファシリティマネジメント、建築設計、ICT、プロジェクトマネジメントにわたる複合的な専門性を有する人材の確保・育成は、当社の競争力の根幹をなすものであります。少子高齢化の進展による労働力人口の減少や、業界横断的な専門人材の獲得競争の激化を踏まえ、採用力の強化とともに、社内における体系的な教育・研修制度の拡充により人材の定着・成長を促進してまいります。また、従業員が長期にわたり意欲的に就業できる職場環境の整備にも継続的に取り組んでまいります。

（３）DX・ICT活用による業務の高度化

顧客企業におけるDX推進ニーズの高まりを背景に、当社のICT支援サービスへの需要は拡大しております。一方、当社自身の業務プロセスにおいても、プロジェクト管理・設計・施工監理等のデジタル化・効率化を一層推進することが求められております。AIや各種デジタルツールを活用した提案・施工管理の高度化に取り組み、サービス品質の向上と生産性の改善を図ってまいります。

（４）既存顧客との関係深化とリピート・紹介受注の拡大

当社は、既存顧客や不動産仲介会社からの紹介・リピートを主要な受注チャネルとしており、顧客との長期的な信頼関係の維持・深化が事業拡大の鍵であります。プロジェクト完了後のアフターフォローを強化し、顧客のオフィス戦略に継続的に関与するパートナーとしての地位を確立することで、リピート率の向上と顧客基盤の拡大を図ってまいります。

（５）建設コスト上昇・資材高騰への対応

建築資材価格の高騰や建設技術者の人件費上昇が業界全体の課題となっており、当社においても施工コストの上昇がプロジェクトの収益性に影響を与える可能性があります。マルチベンダー体制の強みを活かした発注先の最適化、居抜き物件の活用提案など、顧客のコスト負担を軽減しながら付加価値を提供できるソリューションの開発・提供に取り組んでまいります。

（６）コーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的な成長を実現していくうえで、内部管理体制の整備・強化は重要な経営課題であります。コンプライアンスの徹底、内部統制の有効な運用、情報セキュリティ体制の強化に継続的に取り組み、ステークホルダーからの信頼確保に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業展開に関して、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクは以下のとおりであります。

当社はこれらのリスクの発生可能性を認識したうえで、その回避・低減に努めておりますが、すべてのリスクを完全に排除できるものではありません。

なお、以下の記載は本書提出日現在において当社が判断したものであり、以下に記載したもの以外のリスクも存在する可能性があります。

（1）景気・不動産市況の変動に関するリスク

当社の主要サービスであるオフィス移転・改装コンサルティング及びプロジェクトマネジメントは、顧客企業の設備投資意欲と密接に連動しております。景気後退局面においては、顧客企業がオフィス移転・改装計画を延期・縮小する可能性があり、当社の受注件数及び売上高に重大な影響を与えるおそれがあります。また、東京・大阪等の都市部における賃貸オフィス市況の悪化（空室率の上昇・賃料の下落等）は、顧客企業によるオフィス戦略の見直し需要を後退させ、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

（2）特定地域への事業依存に関するリスクについて

当社の工事案件は首都圏の比重が高い傾向にあり、首都圏における景気動向の悪化、大規模地震等の災害の発生、建設需要の変動等が生じた場合には、当社の事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（3）建設資材価格の高騰及び工期長期化に関するリスク

オフィスの内装・改修工事においては、鋼材・木材・電気設備等の建設資材を使用しております。近年、建設資材価格は国際的な需給逼迫や円安の影響等により高騰が続いており、今後もこの傾向が続いた場合、プロジェクトのコスト増加により収益性が悪化するおそれがあります。また、資材調達の遅延や施工技術者の不足による工期の長期化が生じた場合、顧客への納期遵守が困難となり、当社の信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）特定顧客・特定案件への依存に関するリスク

当社の受注は、既存顧客からのリピート及び不動産仲介会社等からの紹介に依存する部分が大きく、主要顧客との取引が縮小・終了した場合、又は主要な紹介元との関係が悪化した場合には、当社の業績に影響を及ぼすおそれがあります。また、プロジェクトの規模・件数により特定の時期に売上が偏在する可能性があり、業績の季節変動リスクも存在します。

（5）人材の確保・定着に関するリスク

当社の事業は、ファシリティマネジメント、建築設計・施工、プロジェクトマネジメント、ICTにわたる高度な専門知識を有する人材に依存しております。少子高齢化の進行による労働力人口の減少と業界横断的な専門人材の獲得競争の激化を背景として、優秀な人材の採用及び定着が困難となった場合には、サービス品質の維持及び事業拡大に支障をきたすおそれがあります。また、特定の役職員への業務・顧客関係の依存が高い場合、当該人材が離職した際に業績及び顧客基盤に影響を及ぼすリスクがあります。

（6）外注先・協力会社の管理に関するリスク

当社は、オフィスプランニング及びビル改修リノベーション等において、設計・施工・各種設備工事を外注先・協力会社と連携して遂行しております。これらの外注先・協力会社において、施工品質の低下、工程遅延、財務状況の悪化、不祥事の発生等が生じた場合には、当社が顧客に対して負う責任に影響を及ぼすとともに、当社の信用及び業績に悪影響を与えるおそれがあります。

（7）取引先の信用リスクについて

当社は、顧客及び外注先等の取引先と継続的な取引関係を有しております。取引先が信用不安に陥った場合、売掛債権の回収不能や工事の遅延等が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（８）許認可に関するリスク

当社は、一級建築士事務所（東京都知事登録）及び特定建設業（国土交通大臣許可）の許可・登録を受け、事業を行っております。法令違反その他の事由によりこれらの許可・登録が取り消された場合、又は法令改正等により許認可の要件が変更された場合には、当社の事業活動が制約を受け、業績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

（９）情報セキュリティ及び個人情報管理に関するリスク

当社は、業務の遂行上、顧客企業の経営情報・オフィス戦略・従業員情報等の機密性の高い情報を取り扱っております。サイバー攻撃、システム障害、役職員による情報漏洩等により機密情報や個人情報が外部に流出した場合には、顧客及び取引先との信頼関係が毀損されるとともに、損害賠償請求や行政処分等を受けるおそれがあり、当社の業績及び社会的信用に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（１０）ICT・技術革新に関するリスク

テクノロジーの急速な進展により、オフィスの設計・施工・運用管理の各プロセスにおいてAIやBIM（Building Information Modeling）等の新技術の活用が急速に広がっております。当社がこれらの技術革新に適時・適切に対応できない場合には、競争力が低下し、顧客の期待に応えられなくなるおそれがあります。また、ICT支援サービスを提供する立場として、自社のシステム・サービスの陳腐化リスクも存在します。

（１１）情報共有システム・社内ＩＴシステムの障害に関するリスクについて

当社は、案件管理、顧客情報管理、見積・請求業務等についてコンピューターシステムを利用しており、業務の効率化及び情報の一元管理を図っております。当社は、システムの安定稼働及びデータのバックアップ体制の整備に努めておりますが、自然災害、コンピューターウイルスによる攻撃、その他不測の事態によりシステムに障害が発生し、又はデータの消失・毀損が生じた場合には、業務の停止や復旧対応に伴う費用の発生等により、当社の事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１２）競合に関するリスク

オフィスコンサルティング・内装設計施工市場においては、大手ゼネコン・大手内装会社・不動産仲介会社系列の事業者等、資本力・ブランド力に優れた競合他社が多数存在しております。これら競合他社がサービスの拡充や価格競争力の強化を図った場合、当社の受注環境が悪化し、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

（１３）小規模組織に関するリスク

当社は、従業員数約80名（2026年10月31日現在）の中小規模の事業者であります。このため、特定の役職員に業務・権限・顧客関係が集中する傾向があり、組織的な内部統制・業務分掌の整備が大企業に比して制約を受ける可能性があります。また、大規模プロジェクトの同時受注や急速な事業拡大に際しては、人員・財務両面でのリソース制約が生じるおそれがあります。

（１４）特定人物への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長池野衛は、創業以来の事業基盤の構築に中心的な役割を果たしてきた人物であり、経営方針の策定・顧客との信頼関係の維持において、同氏が果たす役割は極めて大きい状況にあります。同氏が病気・事故その他の事由により経営から離脱した場合、又はその職務遂行が困難となった場合には、当社の経営方針・事業戦略・顧客基盤に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

当社は、かかるリスクを認識しており、後継者の育成及び組織的な経営体制の整備・強化に継続的に取り組んでおりますが、現時点においては同氏への依存度が相対的に高い状況が続いており、当該リスクが完全に解消されているとはいえない状況にあります。

（１５）新株予約権の行使に伴う株式価値の希薄化に関するリスクについて

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しております。今後、当該新株予約権が行使された場合には、１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

（１６）重大な労働災害・事故の発生に関するリスク

当社は、オフィスの内装・改修工事等の施工監理業務を行っており、工事現場における作業に関連して、労働災害・事故が発生するリスクが内在しております。当社は、関係法令（労働安全衛生法等）を遵守するとともに、協力会社を含む施工現場における安全管理の徹底に努めておりますが、不測の事態により重大な労働災害・事故が発生した場合には、被災者への補償・損害賠償の負担が生じるほか、行政処分・許認可の取消し、工事の中断・遅延、当社の社会的信用の低下等により、業績及び財務状況に重大な影響を及ぼすおそれがあります。また、重大災害の発生により特定建設業許可等の許認可が取り消された場合には、事業継続に支障をきたす可能性があります。

（１７）自然災害等に関するリスクについて

地震、台風、豪雨等の大規模自然災害や感染症の流行等、社会経済活動に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、本社機能の停止、工事現場における作業の中断・延期、外注先の稼働停止等により、当社の事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１８）訴訟・係争等に関するリスク

当社は、施工上の瑕疵・品質クレーム、納期遅延、請負代金に関する紛争、知的財産権の侵害等を原因とする訴訟・仲裁・調停その他の法的手続を提起される可能性があります。現時点において当社の業績に重大な影響を与える訴訟・係争は生じておりませんが、将来において当社に不利な判断が下された場合、又は係争の解決に多大な費用・時間を要した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼすおそれがあります。また、訴訟・係争の事実そのものが当社の信用及び顧客との関係に悪影響を与える可能性があります。

（１９）業績の季節的変動に関するリスク

当社の売上高は、顧客企業の予算執行サイクル及びオフィス移転・改装プロジェクトの竣工・引渡し時期の偏在により、特定の四半期に集中する傾向があります。一般に、顧客企業の期末（3月・9月）に向けてプロジェクトの完了・引渡しが集中する傾向があるため、当社の業績は年度内で季節的な変動が生じやすい構造となっております。このため、特定期間の業績のみをもって当社の通期業績を判断することは適切でない場合があります。また、年度内における案件の受注・竣工時期のずれが生じた場合には、当該期の売上高・利益が計画を下回る可能性があります。

（２０）業績予想の変動に関するリスクについて

当社は、業績予想の発表にあたり個々のプロジェクトの進捗状況を確認しておりますが、プロジェクトの進行過程において顧客の事情等により当該プロジェクトの完了時期等が変動する場合には、当該事業年度の売上及び利益が計画値から乖離する可能性があります。

（２１）売上計上時期の変動に関するリスクについて

当社は、工事契約について、履行義務を充足した時点（竣工・検収等）をもって収益を認識しております。発注者の都合その他当社に起因しない事由によりプロジェクトの完了時期が変動した場合、当初想定していた会計期間から売上の計上時期がずれ込み、当該事業年度及び翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（２２）法令違反・法改正の影響に関するリスク

当社の事業は、建設業法、建築士法、労働安全衛生法、個人情報の保護に関する法律、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）、独占禁止法、不動産関連法規等、多岐にわたる法令・規制の適用を受けております。役職員又は協力会社による意図せざる法令違反が発生した場合には、行政処分・許認可の取消し・業務停止命令等を受けるとともに、社会的信用の失墜及び損害賠償責任の発生により、当社の業績及び財務状況に重大な影響を及ぼすおそれがあります。また、今後の法令改正・新規規制の導入（例：建設業の時間外労働規制の強化、建築基準法・省エネ基準の改正、個人情報保護規制の強化等）により、当社の業務プロセス・コスト構造が変化し、対応に相当のコストを要する可能性があります。当社は法令遵守を経営の基本方針として位置づけ、社内体制の整備に努めておりますが、これらのリスクを完全に排除できる保証はありません。

（２３）反社会的勢力との関係遮断について

当社は、反社会的勢力との関係を一切持たない方針とし、不当要求等に対しては警察・弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する体制を整備しております。しかしながら、取引先の選定・審査等において当社の関与し得ない事情により、結果として反社会的勢力との関係が生じた場合には、当社の社会的信用の低下等により、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２４）内部管理体制の構築・拡充に関するリスク

当社は、従業員数約80名（2026年10月31日現在）の中小規模の事業者であり、現時点における内部管理体制は事業規模に応じたものとなっております。今後、事業規模の拡大・業務の多様化・組織の拡充が進んだ場合には、これに対応した内部統制・リスク管理体制・コンプライアンス体制のさらなる整備・拡充が必要となります。内部管理体制の整備が事業拡大の速度に追いつかない場合には、業務上のミス・不正・法令違反等が発生するリスクが高まり、当社の業績及び社会的信用に重大な影響を及ぼすおそれがあります。当社は、内部管理体制の継続的な強化を重要な経営課題として位置づけ、規程・マニュアルの整備、内部監査の実施、役職員へのコンプライアンス教育の徹底等に取り組んでおりますが、これらの施策が十分な効果を上げられない可能性があり、また体制整備に伴うコストの増加が当社の収益に影響を及ぼすおそれがあります。

（２５）関連当事者取引に関するリスクについて

当社は、主要株主であるスターティア株式会社をはじめとする関連当事者との間で取引を行っております。当該取引については、取引条件の妥当性を検証し、適正な手続を経て実施しておりますが、取引条件が一般の取引と異なるものとなった場合、又は関連当事者との関係が変化した場合には、当社の業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

（２６）品質の維持・管理に関するリスク

当社は、賃貸オフィスコンサルティング、プロジェクトマネジメント、オフィスプランニング、ビル改修リノベーション、ICT支援にわたる多様なサービスを提供しており、各サービスの品質維持は顧客満足及び継続的な受注の確保において根幹をなすものであります。しかしながら、設計・施工上の瑕疵、プロジェクト管理上の不備、ICTシステムの障害、外注先・協力会社における品質低下等により、提供するサービスの品質が顧客の期待水準を下回った場合には、クレーム・損害賠償請求の発生、取引関係の解消、及び当社の評判・ブランド価値の毀損につながるおそれがあります。当社は、一級建築士事務所として設計品質の確保に努めるとともに、プロジェクトマネジメント部門による施工監理体制の整備及び協力会社の選定・評価の厳格化を通じて品質管理に取り組んでおりますが、事業規模の拡大や案件の複雑化に伴い、品質管理体制が十分に機能しなくなる可能性を完全に排除することはできません。

（２７）担当 J－Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営する証券市場 TOKYO PRO Market への上場を予定しています。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J－Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ－Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①　債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、

産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」とする。）に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②　銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③　破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）　甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（ｂ） 前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２ 非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ 会社 分割による他の者への事業の承継、ⅴ 他の者への事業の譲渡、ⅵ 非上場会社との業務上の提携、ⅶ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等 次のａ又はｂに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行 する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い 新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時 点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

ｄ TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

ｅ TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

ｆ 議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定

ｇ 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯　全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰　反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ258,518千円増加し1,283,363千円となりました。この主な変動要因は、現金及び預金の増加145,160千円、契約資産の増加121,795千円及び未成工事支出金の増加37,520千円等によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ35,303千円減少し、195,935千円となりました。この主な変動要因は、建物附属設備の減少5,774千円、長期前払費用の減少2,476千円及び繰延税金資産の減少21,851千円等によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ110,093千円増加し、557,435千円となりました。この主な変動要因は、1年内返済予定の長期借入金の増加63,350千円、買掛金の増加8,781千円、契約負債の増加81,614千円、預り金の増加21,513千円、未払消費税等の減少14,065千円及び未払法人税等の減少38,891千円等によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ84,521千円増加し、281,039千円となりました。この主な変動要因は、長期借入金の増加81,292千円及び繰延税金負債の増加2,975千円によるものです。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ28,602千円増加し、640,824千円となりました。この主な変動要因は、当事業年度の純利益の計上による繰越利益剰余金の増加28,602千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシ

ュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日（2026年12月24日）から12 か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,937千円であります。主な設備投資の内容は、パソコン等の取得であります。

また、当事業年度における撤去費用は623千円であり、これは、仙川書斎の閉鎖に伴うもので、販売費及び一般管理費に計上しております。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

２ 【主要な設備の状況】

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

2026年３月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他	合計 (千円)	
本社オフィス (大阪市中央区)	事務所	888	1,548	－	2,436	8〔―〕
東京オフィス (東京都港区)	事務所	45,679	6,367	30,926	82,972	60〔―〕

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は(外数)で記載しております。
３．本社及び各支店の建物は賃貸物件であり、年間賃借料は67,243千円であります。
４．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（2026年３月31日）（株）	公表日現在発行数（2026年11月20日）（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,848,800	2,136,600	2,374	712,200	非上場	単元株式数は100株であります。
計	2,848,800	2,136,600	2,374	712,200	―	―

（注）2026年10月１日開催の取締役会決議により、2026年10月19日付で１株を300株に株式分割いたしました。これにより株式数は709,826株増加し、発行済株式総数は712,200株となっております。なお、同日付で発行可能株式総数は2,848,800株に、単元株式数は100株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

	最近事業年度末現在（2026年３月31日）	公表日の前月末現在（2026年10月31日）
決議年月日	2025年３月28日	同左
新株予約権の数(個)	40 （注）１	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 （注）１	9,000 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額(円)	374,518 （注）２	1,249 （注）２
新株予約権の行使期間	2027年３月31日から 2035年３月25日まで （注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格374,518（注）４ 資本組入額187,259（注）４	発行価格1,249（注）４ 資本組入額625（注）４
新株予約権の行使の条件	（注）５	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、本新株予約権を第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をする場合には、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	同左

（注）１．新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。

なお、会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、会社が本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整が必要な場合には、会社は、新株予約権の目的となる株式数について合理的な調整を行うことができる。

2．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を374,518円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価格の調整は行わない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3．行使期間の最終日が会社の営業日ではない場合、その前営業日を最終日とする。

4．本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し(計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する)、その余りを資本準備金として計上する。

5．本新株予約権の行使は、以下の条件を満たさなければならない。ただし、取締役会が決議によって特に認めた場合には、この限りではない。

(1)行使条件

①「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が生じていないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は、認めない。

② 本新株予約権は、会社の発行する株式が、東京証券取引所またはこれに準ずる国内外の証券取引所（TOKYO PRO Marketその他のプロ向け市場を除く。）に上場された後に限り行使することができる。

③ 本新株予約権の行使は、１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めない。

(2)相続

本新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できないものとする。

6．会社は、以下の各号に定める事由に基づき、取締役会の決議により別途定める取得日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(1) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の定めに基づき、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、会社は本新株予約権を取得することができる。

(2) 株主総会および取締役会において、会社を消滅会社とする合併、会社を分割会社とする吸収分割・新設分割および会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、会社は本新株予約権を取得することができる。

(3) 会社の発行済み株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は、本新株予約権を取得することができる。

(4) 新株予約権者が次のいずれの身分も喪失した場合、会社は、本新株予約権を取得することができる。

① 会社または子会社の取締役または監査役

② 会社または子会社の使用人

③ 顧問、アドバイザー、その他名目を問わず、会社または子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 新株予約権者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、または新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずるものをいう。）であることまたは反社会的勢力等と関与を行っていることが判明した場合、会社は、本新株予約権を取得することができる。

７．2026年10月１日開催の取締役会決議に基づき、2026年10月19日付をもって普通株式１株を300株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております（公表日の前月末現在の欄は調整後の数値を記載しております。）。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2023年２月１日	218	1,774	1,000	82,700	16,967	28,667
2025年１月10日	600	2,374	21,300	104,000	21,300	49,967
2025年３月27日	―	2,374	△21,300	82,700	―	49,967
2026年10月19日	709,826	712,200	―	82,700	―	49,967

（注）１．発行済株式総数及び資本準備金の増加は、2023年２月１日付で当社を株式交換完全親会社とし、株式会社エラベルワークを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行によるものです。

２．第４回新株予約権（ストック・オプション）の行使により発行済株式総数が600株増加しております。また、これに伴い資本金が21,300千円、資本準備金が21,300千円増加しております。

３．資本金の減少は、今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき行ったものであり、減少した資本金の額21,300千円はその他資本剰余金に振り替えております。なお、本件は株主への払戻しを伴わない無償減資であります。

４．2026年10月19日付で、2026年10月１日開催の取締役会決議に基づき、2026年10月18日を基準日、2026年10月19日を効力発生日として、普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数が709,826株増加し、712,200株となっております。なお、当該株式分割による資本金及び資本準備金の異動はありません。また、同日開催の臨時株主総会において、単元株式数を100株とする単元株制度の採用及び発行可能株式総数を2,848,800株とする定款変更を決議しております。

(6) 【所有者別状況】

2026年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	3	―	―	1	4	―
所有株式数（単元）	―	―	―	4,494	―	―	2,628	7,122	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	63.1	―	―	36.9	100	―

（注）自己株式24,000株は「その他の法人」の欄に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第３【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 24,000	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 688,200	6,882	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	712,200	―	―
総株主の議決権	―	6,882	―

② 【自己株式等】

2026年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社ＭＡＣオフィス	大阪市中央区博労町三丁目４番１５号	24,000	―	24,000	3.4
計	―	24,000	―	24,000	3.4

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

第５回新株予約権

決議年月日	2025年３月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(注)１．新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価格の調整は行わない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

２．従業員の退職により2026年５月25日付で3,000株分の権利を当社が無償で取得しております。当該新株予約権の3,000株分につきましては、2026年５月25日開催の取締役会で消却を決議しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員の財産形成の促進等を目的として、従業員持株会制度を導入しております。本制度は、当社従業員を会員とする持株会を通じて運営されており、会員からの拠出金及び会社からの奨励金を原資として、当社株式の取得を行う仕組みとしております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	24,000	―	24,000	―

(注) 2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行ったことにより、最近事業年度及び最近期間における保有自己株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、取締役会の決議により毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

５ 【役員の状況】

男性５名　女性０名(役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	池野 衛	1971年６月９日	1994年４月 1996年11月 2009年２月 2016年１月 2021年２月	株式会社オービックオフィスオートメーション入社 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任（現任） マックオフィス株式会社代表取締役社長就任（現任） 株式会社エラベルワーク代表取締役社長就任（現任）	(注)１	(注)３	553,200 (注)４
社外取締役	―	田中 圭介	1979年６月14日	2003年４月 2005年１月 2005年10月 2011年８月 2015年10月 2024年６月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社 個人事業主（営業代行、出版業務）開業 株式会社ネクスト（現：株式会社LIFULL）入社 同社にてHOME’S PROPERTY MEDIA (THAILAND) Co., Ltd. MD就任 株式会社エイリック代表取締役社長就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)１、５	(注)３	―
社外取締役	―	松浦 啓太	1979年11月７日	2004年４月 2009年１月 2013年５月 2013年８月 2015年10月 2019年６月 2022年６月 2023年６月 2025年６月	UFJセントラルリース株式会社（現：三菱HCキャピタル株式会社）入社 株式会社エスクリ（現：株式会社オンザページ）入社 株式会社エス・エム・エス入社 オーセンスグループ株式会社（現：弁護士ドットコム株式会社）入社 同社執行役員就任 同社取締役就任 個人事業主（IPO準備や経営管理支援）開業 弁護士ドットコム株式会社補欠監査役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)１、５	(注)３	―
社外監査役	―	西 宏章	1967年２月２日	1989年10月 1995年７月 1996年７月 2003年10月 2006年７月 2011年６月	太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 野上公認会計士事務所入所 北斗監査法人（現：仰星監査法人）入所 北斗税理士法人入所 北斗税理士法人代表社員就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注)２、６	(注)３	―
社外監査役	―	髙橋 政樹	1981年２月26日	2004年４月 2012年１月 2015年10月 2018年８月 2019年６月 2025年６月 2026年６月	株式会社関門海入社 当社入社 マゼランシステムズジャパン株式会社入社 株式会社ペルソナータ代表取締役就任（現任） マゼランシステムズジャパン株式会社取締役兼管理部長（従業員兼務役員）就任 当社監査役就任（現任） 株式会社テクノツリー監査役就任（現任）	(注)２、６	(注)３	―
計								553,200

（注）１．取締役池野衛氏、田中圭介氏及び松浦啓太氏の任期は、2026年10月19日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
２．監査役西宏章氏及び髙橋政樹氏の任期は、2026年10月19日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
３．2026年３月期における役員報酬の総額は42,500千円であります。

４．代表取締役社長池野衛の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるマックオフィス株式会社が保有する290,400株を含んでおります。
５．取締役田中圭介氏及び松浦啓太氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
６．監査役西宏章氏及び髙橋政樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

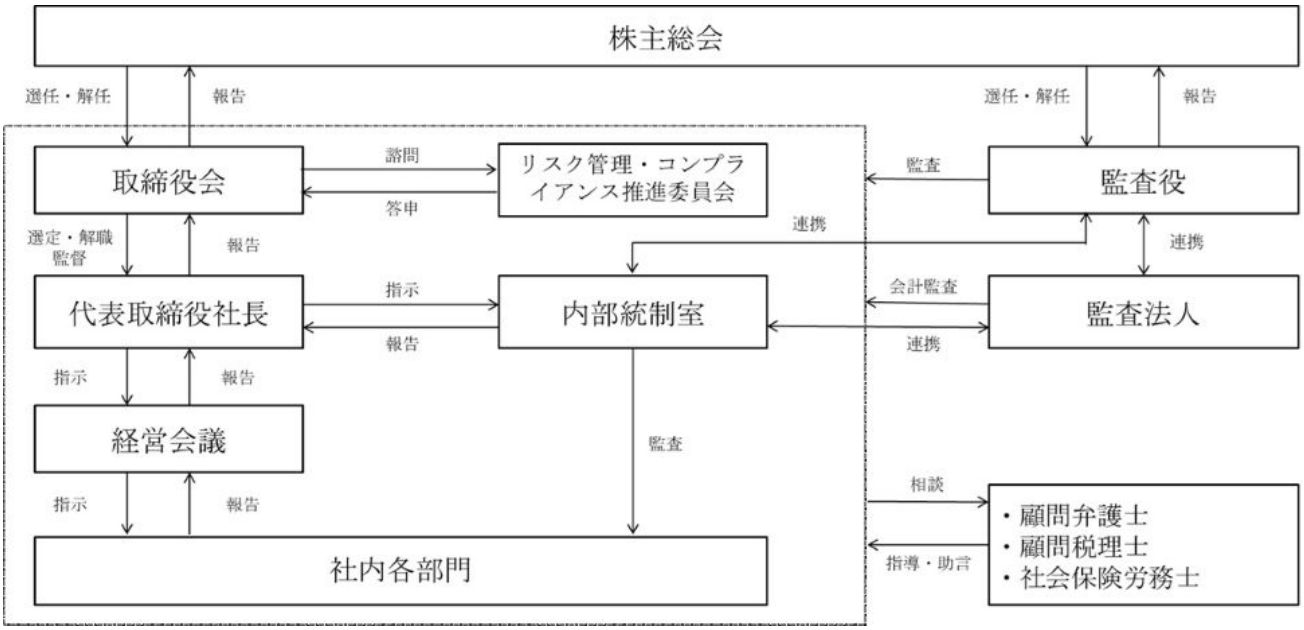
当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の実現にとって最も重要な課題の一つと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務であります。

このため、当社は取締役会の相互牽制機能および監査役の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部統制室を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能の充実を図る体制としております。監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。また、社外監査役２名を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

当社の企業統治の体制図は以下のとおりです。



a．取締役会

当社の取締役会は、３名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b．監査役

当社は監査役制度を採用しており、２名で構成されております。 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部統制室が主管部署として、内部統制室長以下２名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に監査役とは年間監査計画の立案、毎月の実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役２名(社外監査役２名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

d．会計監査

当社はかなで監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は水野雅史氏と小倉圭介氏の２名であり、継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士10名その他９名であります。なお、同監査法人、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e．リスク管理・コンプライアンス推進委員会

当社は、リスク管理及びコンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、リスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置しております。リスク管理・コンプライアンス推進委員会は半年に１回開催しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適切性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行いました。現在は、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。 その概要は以下のとおりであります。

１．当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、社会的責任及び企業倫理を遵守するため、内部統制を整備し、当社経営理念並びに経営方針を当社グループ全役職員に周知徹底する。さらには社会貢献、地域社会との共存共栄を図ることを目指す。

ロ．企業が存立を継続していくためには、コンプライアンスの徹底が不可欠であることを認識し、当社グループ全役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される体制を構築する。また、当社は「企業倫理規程」を制定し、企業倫理の確立と社会の信頼を得るため、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

ハ．内部統制室は、コンプライアンス体制の構築、維持・整備のため、コンプライアンスに関連する規程の整備を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無の調査を行い、取締役会に報告し、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

ニ．相談・通報体制については、「内部通報制度規程」を制定し、当社グループ全役職員、当社又はグループ会社の業務に従事する者その他同規程に定める対象者が利用できる通報窓口を設置する。社内においてコンプライアンス違反が行われていることを知ったときの対応及び違反行為を行った従業員に対する処分は、同規程並びに当社及びグループ各社の就業規則に基づき行う。なお、通報内容については秘匿し、通報者の保護を行う。

ホ．反社会的勢力に対しては、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求等には、毅然とした態度で臨む。また、弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備する。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会その他重要な会議に係る文書、取締役が決定者となる決裁申請書等、取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」等に従い、保存・管理する。

ロ．これらの情報は、同規程等に基づき、保存期間と保存場所を定め適切に保存する。

ハ．取締役、監査役及び管理本部の使用人等の重要な使用人は、常時これらの情報を閲覧することができる。

３．当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの経営に影響を及ぼす危機要因を特定し、危機が発生した場合の基本方針を定めた「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、当社グループ全役職員に周知する。

ロ．当社では、品質面、環境面、安全衛生面については、それぞれ品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、危機管理に取り組んでいる。

ハ．経理面については、当社の各部門において管理し各部門長がその責任を負う。管理本部は総括としてとりまとめを行う。

４．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の棲み分けを行う。

ロ．取締役会は、原則として毎月１回開催し、重要事項の決定と執行役員の業務執行の監督を行う。また、重要あるいは緊急を要する事項については臨時に取締役会を開いて対応する。

ハ．経営の迅速な意思決定を行うため、代表取締役社長及び執行役員をメンバーとする経営会議を原則として毎月１回開催する。

ニ．執行役員の職務分担を明確にし、担当業務の執行については「職務分掌規程」において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

５．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社内の情報共有及び当社への報告に関するルールを定めた「関係会社管理規程」及び「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、グループ会社の業績、財務状況、危機の発生その他重要な事項について当社への報告を義務付ける。グループ各社の管理は管轄する本部長が行い、管理本部長が総括する。代表取締役社長は、重要な情報の共有化とグループ活動を促進するため、グループ会社と定常的且つ緊密に、連携を図る。

ロ．グループ会社の所管業務については、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、経営理念に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、管轄する本部長が管理する。管轄する本部長は、グループ各社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告する。なお、グループ全体の効率運営を図るため、管理本部が全体的な調整、管理を行う。

ハ．グループ会社を当社の内部統制室による内部監査の対象とし、内部統制室は当社及びグループ会社の内部統制状況を把握・評価する。

６．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議のうえ、監

査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

7．当社及び子会社の役職員が当社の監査役に行う報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、随時業務の執行状況の説明を受け、必要に応じ取締役等にその説明を求める。また、決裁申請書等重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等にその説明を求める。

ロ．当社の取締役及び使用人は、次に定める事項についてその事実を発見したときは、速やかに監査役に対し報告を行う。また、グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、次に定める事項についてその事実を発見したときは、グループ各社を管轄する本部長に対し報告を行い、報告を受けた本部長は、速やかに監査役に対し報告を行う。

a. 当社又はグループ会社の業績に大きく悪影響を及ぼすおそれのある事項
b. 重大な法令・定款違反等、当社又はグループ会社の信頼を著しく低下させる事項
c. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
d. その他、上記に準ずる重要な事項

内部通報窓口の担当者は、内部通報により上記事項に該当する事実を知ったときは、速やかに監査役に対し報告を行う。

ハ．当社グループ全役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

ニ．監査役への報告を行った当社グループ全役職員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職員等に周知徹底する。

ホ．監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役、内部統制室及び管理本部は、監査、内部監査、内部統制の整備、運用状況等について情報交換を行い、相互に連携を図る。

ヘ．監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容についての説明を受ける等、情報交換を行い、連携を図る。

ト．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要ないと証明できた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

8．財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行うとともに、内部統制の整備、運用状況を継続的に評価し、必要に応じて是正し、関係法令等を遵守する。内部統制（財務報告に係るものを含む）の整備・運用状況の評価は、内部統制室が中心となって実施する。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備する。

ロ．反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスクの発生を可能な限り防止するため、重要事項についての適法性等に関しては弁護士や税理士、社会保険労務士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役２名及び社外監査役２名を選任しております。

社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性の確保を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。なお社外監査役と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑥ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く。）	36,000	36,000			1
監査役（社外監査役を除く。）					
社外役員	6,500	6,500			5
計	42,500	42,500	－	－	6

（注）１．取締役の報酬限度額は、2012年６月15日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。
２．当社には、使用人兼務役員はおりません。
３．監査役の報酬限度額は、2012年６月15日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。
４．当社は、役員の報酬等につきましては、役位、在勤年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。
５．上記の表には、2025年５月30日に退任した社外取締役別所克行氏を含んでおります。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は５名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第１項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑭社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	10,500	―
計	10,500	―

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６ 【経理の状況】

1　財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第６項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、当事業年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の財務諸表について、かなで監査法人により監査を受けております。

3　連結財務諸表について

当社は子会社である株式会社エラベルワークを有しておりますが、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益（税引前当期純利益）基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.5%
売上高基準	0.1%
利益基準	4.7%
利益剰余金基準	△0.4%

4　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、各種団体が主催するセミナーへの参加を通して、積極的な情報収集活動に努めています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	473,281	618,441
売掛金	393,339	324,796
契約資産	68,535	190,330
未成工事支出金	46,802	84,322
貯蔵品	358	273
前払費用	38,617	33,057
未収還付法人税等	―	25,316
その他	4,827	8,072
貸倒引当金	△917	△1,247
流動資産合計	1,024,845	1,283,363
固定資産		
有形固定資産		
建物	45,546	45,546
建物附属設備	71,269	65,495
構築物	1,050	1,050
工具、器具及び備品	24,191	24,332
減価償却累計額	△44,982	△51,016
有形固定資産合計	97,074	85,408
無形固定資産		
ソフトウエア	2,413	1,773
無形固定資産合計	2,413	1,773
投資その他の資産		
関係会社株式	38,551	38,551
出資金	5	5
長期前払費用	3,874	1,398
繰延税金資産	21,851	―
その他	67,468	68,799
投資その他の資産合計	131,751	108,754
固定資産合計	231,238	195,935
資産合計	1,256,084	1,479,299

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	278,809	287,590
1年内返済予定の長期借入金	16,438	79,788
未払金	33,930	32,869
未払費用	10,772	15,123
未払法人税等	39,446	555
契約負債	37,247	118,861
未払消費税等	14,065	―
預り金	1,134	22,647
賞与引当金	15,499	―
流動負債合計	447,342	557,435
固定負債		
長期借入金	150,357	231,649
繰延税金負債	―	2,975
資産除去債務	46,161	46,415
固定負債合計	196,518	281,039
負債合計	643,861	838,474
純資産の部		
株主資本		
資本金	82,700	82,700
資本剰余金		
資本準備金	49,967	49,967
その他資本剰余金	21,300	21,300
資本剰余金合計	71,267	71,267
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	470,255	498,857
利益剰余金合計	470,255	498,857
自己株式	△12,000	△12,000
株主資本合計	612,222	640,824
純資産合計	612,222	640,824
負債純資産合計	1,256,084	1,479,299

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
売上高	※１、※４ 3,462,524	※１、※４ 3,314,699
売上原価	2,446,709	2,470,534
売上総利益	1,015,815	844,165
販売費及び一般管理費	※２ 799,061	※２ 805,748
営業利益	216,754	38,417
営業外収益		
受取利息	※４ 49	※４ 376
補助金収入	184	13,774
雑収入	―	13,456
その他	758	785
営業外収益合計	992	28,392
営業外費用		
支払利息	829	2,489
支払保証料	900	900
その他	1	49
営業外費用合計	1,730	3,439
経常利益	216,015	63,370
特別利益		
その他	1,328	―
特別利益合計	1,328	―
特別損失		
減損損失	※３ 20,924	―
特別損失合計	20,924	―
税引前当期純利益	196,419	63,370
法人税、住民税及び事業税	69,211	9,940
法人税等調整額	△3,006	24,827
法人税等合計	66,206	34,768
当期純利益	130,213	28,601

【売上原価明細書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）		当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）	
区分	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
Ⅰ 材料費	633,690	25.7	480,906	19.2
Ⅱ 外注費	1,745,116	70.7	1,897,537	75.7
Ⅲ 労務費	63,578	2.6	95,130	3.8
Ⅳ 経費	26,170	1.1	34,480	1.4
当期総工事費用	2,468,556	100.0	2,508,054	100.0
期首未成工事支出金	24,955		46,802	
合計	2,493,511		2,554,856	
期末未成工事支出金	46,802		84,322	
当期売上原価	2,446,709		2,470,534	

（注）１．原価計算の方法は、工事及び業務案件ごとの個別原価計算であります。
　　２．期首及び期末未成工事支出金は、貸借対照表の「未成工事支出金」であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	82,700	28,667		28,667	340,042	340,042	△12,000	439,409	600	440,009
当期変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	21,300	21,300		21,300				42,600	△600	42,000
減資	△21,300		21,300	21,300						
当期純利益					130,213	130,213		130,213		130,213
当期変動額合計	―	21,300	21,300	42,600	130,213	130,213		172,813	△600	172,213
当期末残高	82,700	49,967	21,300	71,267	470,255	470,255	△12,000	612,222	―	612,222

当事業年度(自 2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	82,700	49,967	21,300	71,267	470,255	470,255	△12,000	612,222		612,222
当期変動額										
当期純利益					28,601	28,601		28,601		28,601
当期変動額合計					28,601	28,601		28,601		28,601
当期末残高	82,700	49,967	21,300	71,267	498,857	498,857	△12,000	640,824		640,824

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	196,419	63,370
減損損失	20,924	―
減価償却費	23,945	14,242
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△815	330
受取利息	△49	△376
支払利息	829	2,489
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	251,425	△53,252
棚卸資産の増減額(△は増加)	△19,115	△37,434
仕入債務の増減額(△は減少)	△86,947	8,781
契約負債の増減額(△は減少)	△266,025	81,614
その他の資産及び負債の増減額	△56,139	164
小計	64,452	79,928
利息の受取額	49	376
利息の支払額	△829	△2,489
法人税等の支払額及び還付額	△80,428	△74,149
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,756	3,666
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	―	△1,937
保険積立金の積立による支出	△1,210	△1,211
貸付金の回収による収入	20,000	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,790	△3,148
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△21,060	△55,358
長期借入れによる収入	―	200,000
株式の発行による収入	42,000	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,940	144,642
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	22,974	145,160
現金及び現金同等物の期首残高	450,307	473,281
現金及び現金同等物の期末残高	※ 473,281	※ 618,441

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

（１）未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（２）貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
建物附属設備	10～15年
構築物	10年
工具器具備品	4～10年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（４）長期前払費用

定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ファシリティマネジメント事業は、主に施主との工事請負契約締結の上、施工等を行っており、完成した建設物等を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に

基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1．繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の１．に記載の金額と同一であります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づき課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境等を考慮した事業計画を基礎としておりますが、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等に変化が生じた場合は、将来における一時差異等の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．一定の期間にわたり収益を認識する工事における完成工事高の計上

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
一定の期間にわたり充足される履行義務による売上高	220,614	835,691

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）に基づいて算定しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社が請け負う工事契約は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることが困難であります。このため、見積総原価の見積りについては、受注段階において実行予算を編成し、着手後の各月において調査・試験・工事等の現況を踏まえて見直しを実施しており、当該時点で入手可能な情報に基づき見積りを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うため、資材や外注費等の市況変動、天災等の不確実要因により影響を受ける可能性があり、主要な仮定に変化が必要となった場合には翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年 4月 1日 至　2025年 3月31日）	当事業年度 （自　2025年 4月 1日 至　2026年 3月31日）
給料手当	303,502千円	291,822千円
広告宣伝費	91,107　〃	59,888　〃
減価償却費	20,665　〃	13,563　〃
賞与引当金繰入額	15,499　〃	―　〃
貸倒引当金繰入額	△815　〃	329　〃

販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17％、当事業年度14％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83％、当事業年度86％であります。

※３　減損損失

前事業年度（自　2024年 4月 1日　至　2025年 3月31日）

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都調布市	オフィスシェアリング事業用資産（仙川書斎）	建物附属設備及び工具、器具及び備品

当社は、減損損失の算定に当たり、事業の区分を基準としてグルーピングを行っております。

仙川書斎（オフィスシェアリング事業）の固定資産について、減損の兆候が認められたため回収可能性を検討した結果、帳簿価額の全額を回収不能と判断し、減損損失（20,924千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物附属設備20,022千円及び工具、器具及び備品901千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、回収可能価額はゼロとして算定しております。このため、割引率の記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年 4月 1日　至　2026年 3月31日）

該当事項はありません。

※４　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　2024年 4月 1日 至　2025年 3月31日）	当事業年度 （自　2025年 4月 1日 至　2026年 3月31日）
営業取引による取引高		
売上高	561千円	258千円
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息	44　〃	―

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年 4月 1日　至　2025年 3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,774	600	―	2,374
合計	1,774	600	―	2,374

（注）１．普通株式の発行済株式総数の増加600株は、新株予約権の行使（2025年1月）によるものであります。
２．2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自己株式				
普通株式	80	―	―	80
合計	80	―	―	80

（注）2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

３．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2025年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	―	40	―	40	―
合計			―	40	―	40	―

（注）１．上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、（ストック・オプション等関係）に記載しております。
２．2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年 4月 1日　至　2026年 3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,374	―	―	2,374
合計	2,374	―	―	2,374

（注）2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自己株式				
普通株式	80	―	―	80
合計	80	―	―	80

（注）2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

３．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2025年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	40	―	―	40	―
合計			40	―	―	40	―

（注）１．上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、（ストック・オプション等関係）に記載しております。
２．2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年 4月 1日 至　2025年 3月31日）	当事業年度 （自　2025年 4月 1日 至　2026年 3月31日）
現金及び預金	473,281千円	618,441千円
現金及び現金同等物	473,281　〃	618,441　〃

（リース取引関係）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は通常の営業活動に伴い生じたものであり、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、与信管理に沿ってリスク低減を図っております。

関係会社株式は非上場の子会社株式であり、市場価格のない株式等に該当いたします。発行体の財務状況等を定期的に把握し、リスク軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金は、主として運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金計画を作成し管理しております。また、借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、市場価格のない株式等は、下表には含めておりません((注２)参照)。

前事業年度（2025年３月31日）

区　分	貸借対照表計上額 （千円）	時　価 （千円）	差　額 （千円）
(1) １年内返済予定の長期借入金	16,438	16,438	―
(2) 長期借入金	150,357	150,357	―
負債計	166,795	166,795	―

当事業年度（2026年３月31日）

区　分	貸借対照表計上額 （千円）	時　価 （千円）	差　額 （千円）
(1) １年内返済予定の長期借入金	79,788	79,788	―
(2) 長期借入金	231,649	231,649	―
負債計	311,437	311,437	―

(注１) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」は、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注２) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区　分	前事業年度 (2025年３月31日) (千円)	当事業年度 (2026年３月31日) (千円)
関係会社株式（非上場株式）	38,551	38,551

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年３月31日）

区　分	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	473,281	―	―	―
売掛金	393,339	―	―	―
合　計	866,620	―	―	―

当事業年度（2026年３月31日）

区　分	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	618,441	―	―	―
売掛金	324,796	―	―	―
合　計	943,237	―	―	―

（注４）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年３月31日）

区　分	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	16,438	13,068	113,100	9,996	9,996	4,197

当事業年度（2026年３月31日）

区　分	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	79,788	179,820	37,636	9,996	4,197	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年３月31日）

区　分	時　価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
１年内返済予定の長期借入金	―	16,438	―	16,438
長期借入金	―	150,357	―	150,357
負債計	―	166,795	―	166,795

当事業年度（2026年３月31日）

区　分	時　価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
１年内返済予定の長期借入金	―	79,788	―	79,788
長期借入金	―	231,649	―	231,649
負債計	―	311,437	―	311,437

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

子会社株式

子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区　分	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
子会社株式	38,551	38,551

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度5,285千円、当事業年度4,745千円であります。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度(自 2024年４月1日 至 2025年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

前事業年度(2025年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　12,000株(注)
付与日	2025年３月31日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第５ 発行者の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間はありません。
権利行使期間	自 2027年３月31日　至 2035年３月25日

(注) 新株予約権１個につき目的となる株式数は、300株であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第５回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	―
付与	12,000
失効	―
権利確定	―
未確定残	12,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

② 単価情報

	第５回新株予約権
権利行使価格(円)	1,249
行使時平均株価(円)	―
付与日における公正な評価単価(円)	―

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

なお、当社株式の評価方法は、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	―
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	―

当事業年度(自 2025年４月1日 至 2026年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2026年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

会社名	第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　12,000株(注)
付与日	2025年３月31日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第５ 発行者の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間はありません。
権利行使期間	自 2027年３月31日　至 2035年３月25日

(注) 新株予約権１個につき目的となる株式数は、300株であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第５回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	12,000
付与	―
失効	―
権利確定	―
未確定残	12,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

② 単価情報

	第５回新株予約権
権利行使価格(円)	1,249
行使時平均株価(円)	―
付与日における公正な評価単価(円)	―

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

なお、当社株式の評価方法は、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	―
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	―

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	5,491千円	―千円
資産除去債務	16,355 〃	16,444 〃
減損損失	7,413 〃	― 〃
預り金	― 〃	7,473 〃
関係会社株式評価損	9,181 〃	9,181 〃
その他	4,946千円	447 〃
繰延税金資産小計	43,387千円	33,548千円
評価性引当額	△9,181 〃	△25,626 〃
繰延税金資産合計	34,205千円	7,921千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△12,142千円	△10,684千円
その他	△212 〃	△212 〃
繰延税金負債合計	△12,354千円	△10,896千円
繰延税金資産（負債）の純額	21,851千円	△2,975千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2026年3月31日）
法定実効税率	34.6%
（調整）	
住民税均等割	1.8
評価性引当額の増減	26.0
賃上げ促進税制による税額控除	△2.4
中小法人軽減税率の適用による影響	△1.2
事業税等の課税標準の差異	△0.8
その他	△3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.9%

（注）前事業年度（2025年3月期）は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
期首残高	41,288千円	46,161千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,621 〃	― 〃
時の経過による調整額	252 〃	253 〃
期末残高	46,161千円	46,415千円

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、ファシリティマネジメント事業の単一セグメントでありますが、主要なサービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

ファシリティマネジメント事業	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
一時点で移転される財又はサービス	3,241,910千円	2,479,008千円
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	220,614 〃	835,691 〃
顧客との契約から生じる収益	3,462,524千円	3,314,699千円
その他の収益	―	―
外部顧客への売上高	3,462,524千円	3,314,699千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	420,684千円	393,339千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	393,339 〃	324,796 〃
契約資産（期首残高）	292,616 〃	68,535 〃
契約資産（期末残高）	68,535 〃	190,330 〃
契約負債（期首残高）	303,272 〃	37,247 〃
契約負債（期末残高）	37,247 〃	118,861 〃

契約資産は、ファシリティマネジメントに関する工事請負契約について履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、一定の期間にわたり充足される履行義務により収益を認識する工事請負契約において、契約条件によって受領した前受金に関するものであります。

当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は30,977千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、ファシリティマネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

「注記事項（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アイ工務店	447,045千円	ファシリティマネジメント事業

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

「注記事項（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
サンフロンティア不動産株式会社	587,438千円	ファシリティマネジメント事業
株式会社アイ工務店	389,273千円	ファシリティマネジメント事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業は、ファシリティマネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主（法人）	スターティア株式会社（注１）	東京都新宿区	90,000	システムインテグレーション等	（被所有）直接 19.62	営業上の取引	オフィス内装請負及び顧客紹介手数料の収受	18,765	売掛金	―
							オフィス内装工事の外注	5,983	買掛金等	―
							通信費の支払	1,116	未払金等	68
							顧客紹介手数料の支払	1,061	未払金等	450

（注）１．スターティア株式会社及びその子会社等（スターティアホールディングス株式会社、スターティアリード株式会社、スターティアラボ株式会社、スターティアWEB株式会社等）との取引を含み、同一グループとして合算記載しております。なお、議決権等の所有割合は、自己株式を除く総株主の議決権の数を基準として算出しております。また、【株主の状況】における所有株式数の割合は、新株予約権による潜在株式数を含めた株式数を基準として算出しているため、上記の割合とは一致しておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

・オフィス内装請負及び顧客紹介手数料は、市場価格を参考に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定し、決裁権限及び手続きは販売管理規程に基づいております。

・外注工事費については、市場価格を参考に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定し、決裁権限及び手続きは外注管理規程に基づいております。

・顧客紹介手数料の支払は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
非連結子会社	株式会社エラベルワーク	東京都港区	30,500	不動産仲介業	（所有）直接 100.00	営業上の取引 役員の兼任1名	顧客紹介手数料の収受	562	売掛金	―
						資金の貸付	貸付金利息の受取（注２）	44	―	―

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．当社からエラベルワークに対する貸付金については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。当該貸付金は前事業年度末までに全額回収済みであります。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	池野　衛	―	―	当社代表取締役社長	（被所有）直接 38.19 間接 25.32 計 63.51（注１）	債務被保証（注２）	当社銀行借入に対する債務被保証	66,795	―	―

（注）１．池野衛氏の議決権所有割合は、直接保有分（38.19%）に加え、池野衛氏が議決権の60%を所有する資産管理会社マックオフィス株式会社を通じた間接保有分（25.32%）を含めると合計63.51%となります。マッ

クオフィス株式会社は、池野衛氏及びその近親者（長男・次男）が議決権の100%（池野衛氏60%、長男20%、次男20%）を所有する資産管理会社であります。なお、議決権等の所有割合は、自己株式を除く総株主の議決権の数を基準として算出しております。また、【株主の状況】における所有株式数の割合は、新株予約権による潜在株式数を含めた株式数を基準として算出しているため、上記の割合とは一致しておりません。

2．当社は、銀行借入の一部に対して、代表取締役社長池野衛氏より債務保証を受けております。取引金額については、保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、当社はこれに伴う保証料の支払は行っておりません。

3．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自　2025年4月1日　至　2026年3月31日)

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	スターティア株式会社(注１)	東京都新宿区	90,000	システムインテグレーション等	(被所有)直接19.62	営業上の取引	オフィス内装請負及び顧客紹介手数料の収受	15,855	売掛金	11,880
							オフィス内装工事の外注	2,206	買掛金等	―
							通信費の支払	2,115	未払金等	76
							顧客紹介手数料の支払	1,533	未払金等	658

(注) 1．スターティア株式会社及びその子会社等（スターティアホールディングス株式会社、スターティアリード株式会社、スターティアラボ株式会社、スターティアWEB株式会社等）との取引を含み、同一グループとして合算記載しております。なお、議決権等の所有割合は、自己株式を除く総株主の議決権の数を基準として算出しております。また、【株主の状況】における所有株式数の割合は、新株予約権による潜在株式数を含めた株式数を基準として算出しているため、上記の割合とは一致しておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

・オフィス内装請負及び顧客紹介手数料は、市場価格を参考に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定し、決裁権限及び手続きは販売管理規程に基づいております。

・外注工事費については、市場価格を参考に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定し、決裁権限及び手続きは外注管理規程に基づいております。

・顧客紹介手数料の支払は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
非連結子会社	株式会社エラベルワーク	東京都港区	30,500	不動産仲介業	(所有)直接100.00	営業上の取引 役員の兼任1名	顧客紹介手数料の収受	258	売掛金	―

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	池野　衛	―	―	当社代表取締役社長	(被所有)直接 38.19 間接 25.32 計 63.51 (注１)	債務被保証 (注２)	当社銀行借入に対する債務被保証	―	―	―

（注）１．池野衛氏の議決権所有割合は、直接保有分（38.19%）に加え、池野衛氏が議決権の60%を所有する資産管理会社マックオフィス株式会社を通じた間接保有分（25.32%）を含めると合計63.51%となります。マックオフィス株式会社は、池野衛氏及びその近親者（長男・次男）が議決権の100%（池野衛氏60%、長男20%、次男20%）を所有する資産管理会社であります。なお、議決権等の所有割合は、自己株式を除く総株主の議決権の数を基準として算出しております。また、【株主の状況】における所有株式数の割合は、新株予約権による潜在株式数を含めた株式数を基準として算出しているため、上記の割合とは一致しておりません。

２．当社は、銀行借入の一部に対して、代表取締役社長池野衛氏より債務保証を受けておりました。取引金額については、保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、当社はこれに伴う保証料の支払は行っておりません。当事業年度において、2025年10月14日付で大阪信用保証協会の保証条件変更（保証番号0000-90057-15451「危機関連保証」及び0000-90066-46658「経営安定（府）」（セーフティネット保証））により、池野衛氏に係る連帯保証は解除されております。また、池野衛氏が連帯保証していたその他の借入（プロパー融資）についても、2025年8月に債務の完済により連帯保証は消滅しております。これらにより、当事業年度末までに池野衛氏に係る連帯保証は全て解消されております。

３．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
１株当たり純資産額	889円60銭	931円16銭
１株当たり当期純利益	237円57銭	41円56銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
当期純利益（千円）	130,213	28,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	130,213	28,601
普通株式の期中平均株式数（株）	548,100	688,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第５回新株予約権　40個（普通株式12,000株）	第５回新株予約権　40個（普通株式12,000株）

３．2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

（新株予約権の取得及び消却）

当社は、2025年３月28日付の臨時株主総会の決議（会社法第319条第１項に基づく書面決議）に基づき発行した第５回新株予約権（ストック・オプション）について、付与対象者である従業員の退職に伴い、当該新株予約権10個（目的となる株式数3,000株）を2026年５月25日付で無償により取得いたしました。

また、当該取得した新株予約権10個（目的となる株式数3,000株）につきましては、2026年５月25日開催の取締役会において消却することを決議し、同日付で消却しております。

なお、本件取得及び消却による損益への影響はありません。

また、上記の新株予約権の目的となる株式数は、下記「株式分割」による調整後の株式数を記載しております。

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2026年10月１日開催の取締役会決議に基づき、2026年10月19日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

１．株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

２．株式分割の概要

（１）分割方法

2026年10月18日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき300株の割合をもって分割しております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,374株
今回の分割により増加する株式数	709,826株
株式分割後の発行済株式総数	712,200株
株式分割後の発行可能株式総数	2,848,800株

（３）株式分割の効力発生日

2026年10月19日

（４）１株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

（５）資本金の額

この株式分割による資本金及び資本準備金の異動はありません。

３．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	45,546	―	―	45,546	15,390	4,112	30,155
建物附属設備	71,269	―	5,773	65,495	18,928	6,129	46,567
構築物	1,050	―	―	1,050	280	105	770
工具、器具及び備品	24,191	1,937	1,795	24,332	16,417	3,255	7,915
有形固定資産計	142,056	1,937	7,568	136,424	51,016	13,602	85,408
無形固定資産							
ソフトウエア	10,007	―	―	10,007	8,234	640	1,773
無形固定資産計	10,007	―	―	10,007	8,234	640	1,773
長期前払費用	3,874	―	2,475	1,398	―	―	1,398

（注）当期減少額のうち主なものは、建物附属設備の除却（仙川書斎）5,773千円であります。当期増加額は、工具、器具及び備品のパソコン等の取得1,937千円であります。当期減少額には、一括償却資産（取得価額233千円）の償却完了による減少を含めております。ソフトウエアは取得価額により記載しております。長期前払費用の当期減少額は、1年内に費用化される部分の流動資産（前払費用）への振替であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	16,438	79,788	1.415	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	150,357	231,649	1.186	2027年８月31日～2030年８月31日
合計	166,795	311,437	―	―

（注）１．「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額は、以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	179,820	37,636	9,996	4,197

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	917	329	―	―	1,247
賞与引当金	15,499	―	15,499	―	―

(注) 1 「当期減少額(目的使用)」欄は、引当金の計上目的に従った取崩額を記載しております。
2 貸倒引当金の当期末残高1,247千円は、売上債権に対する一般債権の貸倒見積額として計上したものであります。
3 賞与引当金の当期減少額(目的使用)15,499千円は、当事業年度において支給した賞与に係る取崩額であります。なお、当事業年度における賞与引当金繰入額は、未払費用に計上しております。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28第１項に規定する注記事項として「（資産除去債務関係）」に記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	59
預金	
当座預金	233,443
普通預金	384,938
小計	618,381
合計	618,441

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ボルテックス	119,581
早川産機株式会社	40,557
一般財団法人日本ガス機器検査協会	23,837
SHOWA GROUP株式会社	18,810
株式会社センバドー	16,170
その他	105,841
合計	324,796

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) (C)/(A+B)×100	滞留期間(日) ((A+D)/2) /(B/365)
393,339	3,779,067	3,847,610	324,796	92.2	34.7

③ 未成工事支出金

区分	金額(千円)
内装工事(一定の期間にわたり収益を認識するものを除く)	84,322
合計	84,322

④ 契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
木内建設株式会社	119,073

サンフロンティア不動産株式会社	36,160
株式会社ボルテックス	8,676
株式会社オカムラ	6,600
明星工業株式会社	5,763
その他	14,058
合計	190,330

（注）契約資産は、履行義務を充足したが、対価に対する権利が未だ無条件でない部分（未請求の対価）であります。

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
有限会社エスピーエヌ	54,087
株式会社イコムズ	27,126
株式会社オカムラ	16,420
株式会社エス・ビルド	15,114
コマニー株式会社	13,046
その他	161,797
合計	287,590

⑥ 契約負債

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アイ工務店	84,793
弁護士法人ライフパートナーズ	7,150
株式会社ＲＭパートナーズ	6,710
株式会社ザ・ハウス	6,600
その他	13,608
合計	118,861

（注） 上記のほか、「現金及び預金」「売掛金」「契約資産」「未成工事支出金」「買掛金」及び「契約負債」以外の科目につきましては、資産総額の100分の５を超えるものはありません。なお、「１年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」につきましては、附属明細表の【借入金等明細表】に記載しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３ヶ月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 ― 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 ― 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載ＵＲＬは次のとおりです。 公告掲載URL https://www.mac-office.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前所有者の氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2025年 １月10日	―	―	―	池野 衛	京都府京田辺市山手西二丁目４番地３	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10 名）	600	42,000,000 (70,000)	新株予約権の権利行使

（注）１．当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115 条及び同施行規則第106 条の規定において、当社は上場日から５年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2026 年３月31 日）から起算して２年前の日（2024 年４月１日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存するものとされております。

２．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

３．移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

４．2026年10月１日開催の取締役会決議により、2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2025年3月31日
種類	第5回新株予約権(ストック・オプション)
発行数	普通株式 12,000株 (注)5.
発行価格	1株につき 1,249円 (注)3.5.
資本組入額	625円 (注)5.
発行価額の総額	14,980,720円
資本組入額の総額	7,490,360円
発行方法	2025年3月28日付の臨時株主総会（会社法第319条第１項に基づく書面決議）において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)1.2.

(注)１．第三者割当等による募集株式等の割当て等及び所有に関する制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当て(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、新株予約権の行使による株式の交付(前に規定する新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者が、担当J-Adviserに対して、次項に定める事項について確約を行わせるものとする。

① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。

② 割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③ その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2026年3月31日であります。

２．同規程施行規則第107条の規定に基づき、割当又は交付を受けた者は、担当J-Adviserに対して、割当株式等について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年を経過していない場合には、原則として、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

３．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき 1,249円
行使期間	2027年3月31日から2035年3月25日まで
行使の条件	「第一部【企業情報】第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

５．2026年10月１日開催の取締役会決議により、2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は、割当時の金額を記載しております。分割後の「発行価格」及び「資本組入額」は、割当時の金額（発行価格374,518円、資本組入額187,259円）を株式分割比率で調整し、１円未満を切り上げて記載しているため、「発行数」との積は「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」と一致しません。

２ 【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
梶川 俊一	横浜市緑区	会社員	3,000	3,747,000 (1,249)	当社従業員
中江 晃	大阪市東淀川区	会社員	900	1,124,100 (1,249)	当社従業員
岩上 将士	千葉県鎌ケ谷市	会社員	900	1,124,100 (1,249)	当社従業員
草野 大輔	埼玉県川口市	会社員	900	1,124,100 (1,249)	当社従業員
東場 晴信	東京都世田谷区	会社員	900	1,124,100 (1,249)	当社従業員
鈴木 恵一	東京都杉並区	会社員	900	1,124,100 (1,249)	当社従業員
植村 佳司	東京都小金井市	会社員	900	1,124,100 (1,249)	当社従業員
岡田 雄一	埼玉県新座市	会社員	600	749,400 (1,249)	当社従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

２．2026年10月１日開催の取締役会決議により、2026年10月19日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

３ 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
マックオフィス株式会社 ※1	京都府京田辺市山手西二丁目4番地3	290,400 (－)	41.65 (－)
池野 衛 ※1, 2	京都府京田辺市	262,800 (－)	37.69 (－)
スターティア株式会社 ※1	東京都新宿区西新宿2丁目3-1 新宿モノリス19階	135,000 (－)	19.36 (－)
梶川 俊一 ※3	横浜市緑区	3,000 (3,000)	0.43 (0.43)
中江 晃 ※3	大阪市東淀川区	900 (900)	0.13 (0.13)
岩上 将士 ※3	千葉県鎌ケ谷市	900 (900)	0.13 (0.13)
草野 大輔 ※3	埼玉県川口市	900 (900)	0.13 (0.13)
東場 晴信 ※3	東京都世田谷区	900 (900)	0.13 (0.13)
鈴木 恵一 ※3	東京都杉並区	900 (900)	0.13 (0.13)
植村 佳司 ※3	東京都小金井市	900 (900)	0.13 (0.13)
岡田 雄一 ※3	埼玉県新座市	600 (600)	0.09 (0.09)
計	―	697,200 (9,000)	100.00 (1.29)

(注)１．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
※1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
※2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
※3 当社従業員
※4 元当社従業員
２．()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
３．株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式24,000株を発行済株式総数から控除した株式数(688,200株)に新株予約権による潜在株式数(9,000株)を加えた株式数(697,200株)を基準として算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。
４．上記のほか、自己株式が24,000株あります。
５．マックオフィス株式会社の議決権の所有状況は、次のとおりであります。所有会社等の名称：マックオフィス株式会社、議決権を有している者：池野衛（60%）・長男（20%）・次男（20%）、議決権所有割合：計100%、事業内容：資産管理業。

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

株式会社MACオフィス
取締役会　御中

かなで監査法人
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　水野雅史
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小倉圭介

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社MACオフィスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MACオフィスの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上